

伊丹市規則第37号

伊丹市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 6月 2日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（令和 8 年伊丹市規則第 3 7 号）

伊丹市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則（昭和 5 2 年伊丹市規則第 6 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあつては「改正前部分」と，改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（葬祭補償の基本額） 第 5 条 条例第 18 条の規則で定める額は， <u>315,000 円</u> とする。	（葬祭補償の基本額） 第 5 条 条例第 18 条の規則で定める額は， <u>330,000 円</u> とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 5 条の規定は，令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し，同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については，なお従前の例による。